

中皮腫又は原発性肺がんの疑いのある患者さんをご担当の医師の方へ

石綿ばく露歴等 チェック表

- 原発性肺がんや中皮腫については、石綿が原因となって発症する場合があります。特に中皮腫については石綿との因果関係が強く指摘されています。また、両疾病とも石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、原発性肺がんでは15～40年、中皮腫で20～50年との特徴があります。
- 原発性肺がん、中皮腫等を発症しており、それが業務により石綿にさらされたことが原因で発症したと認められる場合には、労働者（元労働者を含みます。）は労災補償を受けることができます。

このため、ご担当の医師には、このチェック表をご活用いただき、業務により石綿にさらされたことが認められる場合やその可能性が疑われる場合には、患者さんに対して労働基準監督署に労災の手続き等について問い合わせることをご説明いただくようお願いします。

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室
都道府県労働局・労働基準監督署

整理番号：

名前：

診察年月日： 年 月 日

記事：

I. 学校を卒業してから、現在に至るまでの職業歴

(在学中のアルバイト、主たる仕事のほかに短時間の副業を行っていた場合もできる限り聴取して下さい。)

会社名	会社の所在地 (市町村)	業種	職種	仕事で 取扱った 材料・設備	仕事に従事 した期間 (年月～年月)

※ 自営業の場合には、会社名の欄に自営と記入して下さい。

II. 業務により石綿にさらされた可能性の有無

以下の作業に従事していた場合には、業務を行う際に石綿にさらされていた可能性があります。

- 石綿製品の製造工程における作業（ 年 月間）
（例：石綿セメント管・絶縁テープの製造）
- 耐火建築物に係る鉄骨等への吹付け作業（ 年 月間）
- 断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業（ 年 月間）
（例：「断熱パッドの取り付け、取り外し」、「ボイラーやスチーム管に断熱材を巻いたり、はがしたりする」、「保温材料で包まれたパイプの取り付け・取り外し」）
- スレート板等難燃性の建築材料の切断等加工作業（耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む。）（ 年 月間）
- 建築物の補修又は解体作業（ 年 月間）
（例：耐火被覆の除去作業、耐火建築物の解体作業）
- 鉄鋼製の船舶又は車両の補修又は解体作業（ 年 月間）
（例：船の修繕、自動車修理）
- タルク、パーミキュライト及び繊維状ブルサイト等の取扱いの作業（ 年 月間）
- 倉庫内等における石綿原料・製品の袋詰め又は運搬作業（ 年 月間）
- 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業（ 年 月間）
- 上記の作業が行われている場所における作業（ 年 月間）
（例：吹付け作業が行われている場所で塗装作業に従事）

医師の意見

Ⅲ. 労災補償制度のご案内

(1) 労災保険給付の概要

中皮腫や原発性肺がん等を発症しており、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、以下のような補償を受けることができます。

- ・ 疾病の治療に必要な補償
- ・ 賃金を受けられない場合の補償
- ・ 死亡した場合には、遺族に対する補償

(2) 石綿による疾病の認定基準のポイント

中皮腫又は原発性肺がんは、以下の①又は②に該当する場合には、労災補償を受けることができます。

① 明らかな**石綿肺所見**が認められ、かつ、石綿にさらされる作業に従事した（**期間の長短は問いません。**）と認められる場合

② **胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）**又は**石綿小体等**の存在が認められ、かつ、石綿にさらされる作業に

- ・ 中皮腫の場合はおおむね**1年以上**
- ・ 原発性肺がんの場合はおおむね**10年以上**従事したと認められる場合

医療機関の皆様へのお願い

労災補償の対象となる疾病の治療が労災指定医療機関で行われる場合には、患者さんは自己負担することなく治療が受けられます。そのため、労災の患者さんを治療する医療機関で、まだ、労災指定を受けていない場合には、労災指定医療機関としての指定手続きをお願いしております。なお、くわしくは最寄りの都道府県労働局にお尋ね下さい。